

マネージメント・レター 225平成 20 年住宅税制の改正

平成 20 年の税制改正で、「省エネ改修促進税制」と「200 年住宅に対する優遇税制」という二つの新税制の創設が予定されています。限られた社会資源を有効に使い、自然保護や環境保全を目的とした改正が注目すべき点です。

### 1. 住宅の省エネ改修促進税制

この制度は住宅ローン制度の特例なので、年末に住宅ローンの残高があることが必要です。その適用対象は平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までに居住の用に供した家屋となります。具体的には、住宅ローンの年末残高（1000 万を限度）のうち省エネ改修工事部分にかかる部分（200 万円を限度）に対して 2.0%、省エネ改修工事以外の部分に対して 1.0%の控除が行われ、その適用は現行の住宅ローン控除制度との選択制となっています。詳細は各担当者にお尋ねください。

### 2. 200 年住宅に対する優遇税制

良質な住宅を大切に長く使うことにより地域環境への負担を低減するとともに、建替えコストの削減による国民の住宅負担の軽減を図るための税制です。一定基準に適合する認定を受けた長期耐用住宅（200 年住宅）について、登録免許税の税率を一般の住宅特例よりも軽減します。

建物の登記	本則	一般住宅(特例)	長期耐用住宅
所有権の保存登記	0.4%	0.15%	0.1%
所有権の移転登記	2%	0.3%	0.1%

 今月のワンポイント 

平成 20 年 4 月から、40 歳以上 74 歳以下の医療保険加入者に対して「特定健康診査」、「特定保険指導」が義務付けられます。メタボリック症候群対策として手軽に始められるランニング・ウォーキングなどに挑戦してみませんか？